

酒々井町部活動地域展開事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業名：酒々井町部活動地域展開事業業務委託

2 事業の概要

(1) 事業の目的

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっていることから、国においては公立学校における働き方改革推進の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。

当町においても、これらの社会的背景を踏まえ、部活動改革を推進する必要がある。本業務は、土日・祝日の部活動指導を学校外の団体等に委託し、生徒、保護者及び教師への事業効果及び影響等を調査し、段階的にスムーズな地域展開を進めることを目的に実施するものである。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(3) 本業務における対象校及び対象種目

①対象校

酒々井町立酒々井中学校

②対象種目

男子ソフトテニス

女子バスケットボール

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として決定した者の提案内容に応じて双方協議の上、変更することができるものとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 委託上限額

総額 3,000,000円

※上記委託上限額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額であり、見積書を提出する際には、当該上限額を超えてはならない。

※委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

(7) 支払方法

契約締結後、月払い

なお、支払額については、契約候補者との協議により決定する。

(8) 担当

①担当課、班 酒々井町教育委員会生涯学習課 スポーツ振興班

②所在地 〒285-0922 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-10-1

③連絡先 (電話) 043-496-5334 (FAX) 043-496-5323

(電子メール) syougaku@town.shisui.chiba.jp

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 酒々井町建設工事等請負業者等指名停止措置基準又は千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 本業務公告日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）、地方税法（法人事業税）（昭和25年7月31日法律第226号）、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税金を滞納していないこと。
- (8) 関東圏に本店、支店又は営業所が所在していること。
- (9) その他業務を適切かつ的確に履行できる体制を有しており、本町の指示に柔軟に対応できること。

4 プロポーザル募集から契約締結までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始の公告 令和8年7月31日

質問受付締切 令和8年8月7日

質問回答日	令和8年8月14日
参加意思表明書等の受付締切	令和8年8月21日
企画提案書等の受付締切	令和8年9月4日
審査日の確定	令和8年9月4日頃
審査（プレゼンテーション）	令和8年9月14日頃
審査結果通知発送	令和8年9月17日頃
契約締結	令和8年9月下旬
業務開始	令和8年10月1日

5 募集方法

（1）公募開始の公告年月日

令和8年7月31日（金）

（2）実施要領等の配布方法

印刷物の配布は行わないため、町ホームページからダウンロードすること。

6 質問及び回答

（1）質問書の提出

本業務に関して質問がある場合は、様式1「質問書」により提出すること。

①提出方法

電子メールにより、syougaku@town.shisui.chiba.jp まで提出すること。

※件名に【(会社名)：酒々井町部活動地域展開事業業務委託質問書】と記載すること。

※提出した場合は、行き違い防止のため、提出した旨の電話連絡を行うこと。

②質問受付期間

公告日から令和8年8月7日（金）午後5時00分まで

（2）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年8月14日（金）までに酒々井町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

7 参加意思表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書類を提出することにより、参加表明を行うものとする。

（1）受付締切

令和8年8月21日（金）午後5時00分（必着）

（2）提出場所

酒々井町教育委員会生涯学習課（酒々井町中央公民館内）

〒285-0922 酒々井町中央台4-10-1

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に来庁時間を連絡すること。なお、郵送の場合は封筒表面に「酒々井町部活動地域展開事業参加申請書在中」と朱書きすること。未着・遅延が発生した際は、理由の如何を問わず町は受け付けない。

（4）提出書類（1部）

参加意思表明書（様式2）

8 企画提案書等の提出

（1）受付締切

令和8年9月4日（金）午後5時00分

（2）提出場所

酒々井町教育委員会生涯学習課（酒々井町中央公民館内）

〒285-0922 酒々井町中央台4-10-1

（3）持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に来庁時間を連絡すること。なお、郵送の場合は封筒表面に「酒々井町部活動地域展開事業企画提案書在中」と朱書きすること。未着・遅延が発生した際は、理由の如何を問わず町は受け付けない。

（4）提出書類（9部）

用紙の企画はA4版又はA3版とし、A3版はA4版に折り込み、以下の順でインデックスを付け、フラットファイルに綴じたものを、正本1部、副本8部提出すること。

①企画提案書等提出届（様式6）

②企画提案書（A4版1，200字、6頁以内）

「酒々井町部活動地域展開事業業務委託仕様書」の業務内容に沿って

（ア）土日祝日の地域クラブ活動運営業務、（イ）地域クラブ入会申込受付業務、

（ウ）報告書作成業務に対する取り組み、手法等について提案すること。また、仕様書に示した内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

③業務の実施体制（任意様式）

本業務を実施するにあたっての実施体制を図で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位性があれば明記すること。

④工程表（任意様式）

基本的な取り組み及びスケジュールについて記載すること。

⑤見積書（内訳書添付）

- ・見積額は工程表の業務内容に基づいて算出すること。
- ・消費税率は10%として見積もること。
- ・本実施要領中の2（6）に示した委託上限額を超えないこと。

- ・提出された見積書の金額は、契約金額を担保するものではない。正式な契約金額は、契約候補者となった者と契約協議を行う中で再度見積書を徴取し決定する。

⑥法人の概要（様式3）

⑦業務実績調書（様式4）

- ・国または地方公共団体が発注した本業務に活かすことができると考えられる契約業務を直近の契約から記載すること。ただし、提出期限から過去2年分に限る。

⑧業務主任担当者調書（様式5）

- ・本業務を実施する際の業務主任担当者を記載すること。
- ・様式4で記載した業務実績で担当した業務や、本業務に関連する業務担当実績を記載すること。
- ・これまでの経歴や実績、能力等から、本業務に関してアピールできる点を記載すること。

⑨納税証明書

- ・申請日以前3カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）。

（5）企画提案書全般に係る留意事項

- ①参加希望者1者につき、提案は1件とする。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

9 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに電話などで辞退する旨を連絡のうえ、参加辞退届（様式7）を書面にて提出すること。

10 事業者の選定

（1）審査方法

庁内に「酒々井町運動部活動の地域展開等推進事業委託業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、次の審査の結果（合計得点）により、総合的に最も優れた受託者を選定する。

（2）第1次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位5者の受注候補者を選定する。

なお、参加者が5者以内の場合は、すべての参加者において提出書類等の確認を実施のうえ、欠格事由に該当しない限り、第1次審査通過者として扱う。次の2つの観点から総合的に評価する。評価の視点及び配点（50点満点／委員）は次のとおりとする。

観点・評価項目	評価の視点	配点	
企画提案書	・仕様書の内容に沿って、取組、手法等について具体的かつ有益な事柄が記載されているか。	25	50
業務実績	・本業務と同種又は類似の業務実績があり、有益な実績を有しているか。	25	

（3）第2次審査（プレゼンテーション審査）

第2次審査は令和8年9月14日頃にプレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーション審査は1者につき30分（提案20分、質疑10分）とし、出席者は業務主任担当者調書（様式5）に記載した者を含む3人以内とする。また、内容は提出した企画提案書により行うものとし、追加資料の配布や使用は認めない。開催日及び開催時間などの詳細は決まり次第メールで通知する。なお、大型テレビ及びHDMI ケーブル（電源含む）は町において用意するが、その他必要な機材は提案者が用意すること。

次の9つの観点から総合的に評価する。評価の視点及び配点（150点満点／委員）は次のとおりとする。

観点・評価項目	評価の視点	配点	
企業状況	・事業実施にあたり、経営状況、従業員数は適切か。	10	50
業務実績	・本業務と同種又は類似の業務実績があり、有益な実績を有しているか。	15	
業務主任担当者の実績	・本業務に関連する専門性（資格等）、業務実績を有しているか。	15	
業務内容全般	・本業務の趣旨や目的を十分に理解した提案となっているか。	10	
事業の実施体制	・指導者を確保するための方策や管理システムが整備されているか。 ・酒々井町の運動部活動実施の方針について理解できているか。 ・緊急時の対応を含め、生徒・保護者と地域クラブの連絡体制が適切に整備されているか。 ・問題が発生した場合に備え、対応マニュアルや窓口が整備されているか。	30	100

指導能力	・指導者の確保にあたり、町の方針を尊重できているか。 ・指導者への研修や育成プログラムなど、指導の質を高めるための方策が示されているか。 ・指導者の指導方法を把握し、改善すべき点があった場合の対応策があるか。	30	
調査研究能力	・①生徒②学校職員③保護者④社会教育団体等地域関係者に対する適切な調査方法が示されているか。	20	
経費、その他	・適切な見積金額が提示されているか。 ・独自の取組、又は具体的かつ実現可能な追加提案があるか。	20	

(4) 選定結果の通知

①審査結果は文書で通知する。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとなる。

②審査及び選考結果に係る問い合わせには応じない。

③提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てすることはできない。

(5) 審査結果の公表

町ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。

1.1 契約

優先交渉権者を随意契約の相手方として契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。